

国税庁ホームページで
所得税の確定申告書が作成できます！

- 国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」をご利用になれば、所得税の申告書を簡単に作成することができます。是非、ご利用ください。

<http://www.nta.go.jp>

広島国税局・税務署



町県民税の申告が必要な人

平成16年1月1日現在、
熊野町内に住所がある人で、

次の各項に該当する人は、
申告書を提出しなければな
りません。ただし、所得税
の確定申告をした人は不要
です。

● 平成15年中に営業、農

業、配当、不動産など
の給与以外の所得があ
る人（20万円以下のと
きの所得税の確定申告
は不要ですが、町県民
税は必要です。）

● 平成15年中に退職した
人

● 雑損控除、医療費控除、
寄付金控除（一定制限
有り）などを受けよう
としている人

● 熊野町に住所はないが、
町内に事務所や家屋敷
がある人

《申告に必要なもの》

・印鑑

・社会保険、生命保険、損
害保険などの領収書、支

払保険料の証明書
※次の社会保険の支払証明
書が必要な人には、次の
部署で発行されます。

- 国民健康保険税→住民課
- 介護保険料→福祉課
- 国民年金保険料→
広島南社会保険事務所

TEL 253-17710

- ◆ 医療費控除を受ける人は、
支払った医療費の領収書、
明細書、保険などで補て
んされる金額の明細書
- ◆ 身体障害者手帳又は戦傷
病者手帳
- ◆ 源泉徴収票など、各所得
(収入)金額のわかるもの
（筆記用具、電卓等計算用具

国民健康保険税(国保税)
簡易所得申告は住民課で

国民健康保険に加入して
いる世帯は、原則として全
ての加入世帯員の収入を申
告していただき必要があります。中でも、国保税の簡
易所得申告が必要な人は、
次とのおりです。

- | | | | |
|---------------------------------|--------------------------------|---|---|
| ④ | ③ | ② | ① |
| 確定申告及び町県民税
の申告を必要としない
人 | 各所得(収入)のわか
るもの(源泉徴収票な
ど) | ご相談・お問合せ
税務課・住民課では、表の日程で町県民税・国保税
の申告の出張会場を設けます。申告方法やその他わ
りにくいことなど、お気軽にご相談ください。 | ◆ 簡易申告をすることによつ
て、国保税が軽減されるこ
ともあります。必ず申告し
てください。 |
| 遺族年金、障害者年金、
福祉年金を受給してい
る人 | ◆ 各種扶助料・各種手当
などを受給している人 | 問合せ先
税務課 TEL 820-5603
住民課 TEL 820-5604 | ◆ 岩地・中溝・
萩原・出来
庭・城之堀
川角・平谷・
貴船・石神・
神田・柿迫・
東山
初神・新宮 |
| ◆ 印鑑 | ◆ 印鑑 | ◆ 印鑑 | 相談日
会場 時間 |
| ◆ 《国保税の軽減》 | ◆ 《国保税の軽減》 | ◆ 《国保税の軽減》 | 3月4日 (木) 3月3日 (水) 3月2日 (火) |
| ◆ 《印鑑》 | ◆ 《印鑑》 | ◆ 《印鑑》 | 町民会館 西公民館 東公民館 |
| 9:00~12:00
13:00~16:00 | | | |

県民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
岩地・中溝・ 萩原・出来 庭・城之堀	3月4日 (木)	3月3日 (水)	3月2日 (火)
川角・平谷・ 貴船・石神・ 神田・柿迫・ 東山			
初神・新宮			

※この期間中、役場税務課で
の相談は行っていませんので、
各会場へお越しください。